

2025 年 9 月 2 日
日本ホテル協会東京支部

宿泊税に関する意見書

宿泊税は、地域への来訪者の中で宿泊者のみから徴収する税であり、宿泊を伴わない来訪者との間での公平性が確保できない点で、「取りやすいところから取る」性格の強い税であり、この取扱いは慎重でなければなりません。

観光産業は裾野が広く、観光の振興は地域全体に多大な経済効果をもたらします。この政策を遂行するための財源は、幅広い一般財源とすることが適当です。

つきましては、宿泊税に関して以下のとおり要望いたします。

1. 宿泊税の税額について、現制度以上の拡大を控えること。都税収入は4年連続の増収で、宿泊者の増加に伴い宿泊税収も大きく増えているところ、税額を引き上げる必要性が認められない。
2. 宿泊税の対象については、民泊を含めた全宿泊者に拡大すること。宿泊税を導入済みの自治体では、東京都以外全て民泊、簡易宿所も対象としている。また、低額の宿泊料金について免税しているのは12自治体中3自治体のみで、かつ、東京都の1万円の基準は突出して高い。
3. 税収を増大させるために宿泊税を定率制とする議論もあるが、定率制にして金額に差をつけることは「取りやすいところから取る」という不公平な性格を強めることになるので、消費の多寡にかかわらず地域への来訪者一人ひとりが行政サービスを享受することを踏まえ、宿泊税は定額制とすること。
4. 仮に宿泊税の拡大を検討する場合には、上記2. のとおりまず課税対象の拡大を検討すべきである。また、使途等について宿泊事業者の意見を聴き、真に観光振興に資するものに限定することに加え、宿泊施設の設備等の充実に支援する予算措置の導入、増額を行うこと。さらに、徴収事務を行う宿泊施設に対し、必要十分な経費を支払うこと。カード払いの手数料を考慮すると、改正後の京都市のように3.0%（制度改正後5年間は3.5%）、上限なしとすべきである。

以上